







術と、政会制民主主義と労働組合、政会民主主義との関係、さらに国家独占資本主義の問題等をふまえて具体化されねばならぬがこれらについては後日論ずることとした。

#### 4) 地区党活動の到達点

われわれは、以上のソビエト運動と革命の形態を明確にし、その上になつて、地区党活動を提起した。それは、旧来の革命的左翼にのみまどつていたフランス・ドイツの狭き道と、地区反政を<sup>本</sup>みに、<sup>国</sup>全政者<sup>国</sup>の組合体制を攻撃していった。

この階級斗争の相違変化の問題をますます明確にしておかねばならぬ。この作業が、ソビエト運動の観念を生かした地区活動の前提である。

45年と50年の階級斗争の相違は、その大半において、生活管理斗争と街頭斗争が結合され、内閣打倒斗争として発展した。この内閣打倒斗争の統一組織が追求されたけれども、それは労働組合の全口組織というよりは、21ストの全斗、のこごとく、斗争単位的組織として発展した。だが、この内閣打倒斗争が、<sup>国</sup>のドーカツによって進められるのみで、全口政治斗争としての展望を失なわれ、労働戦線統一もめざした全斗は分解し差別会社と総同盟へ再組織され、苦難の時代を迎えるのである。全口政治斗争の展望を失なつた労働者階級は後退を強いられたが、この後退戦のみで、地域斗争が展開されていった。そしてこの後退戦は、三条約締結後の<sup>国</sup>の体制のシカンの中で、労1ストと火エンビン斗争として攻勢に転ずるかの如く斗われたが、結局、吉田内閣のもとに火エンビン斗争は敗北させられたのであった。

(鉄嶺もくたけ一号又は戦士号を参照)

火エンビン斗争は敗北し、共産党はカイメツ的打撃を受けたが、そのほかで労働組合を軸とした運動は生氣をとりもてた。だが独占資本がその体制をたてなおした段階において、労働組合運動の展開は、45、50年の時代と同異な、方向をたがった。日本の組合主義がそれである。この時代の運動の特徵は、政治斗争においても、選挙斗争においても、労働組合機関に立脚して斗争をすすめたことである。労働運動の

転換をみる。

だが、政会制民主主義の定着と労働組合運動の展開は、一時的なものにすぎなかつた。独占資本はその蓄積をおし進めるなかで、非生産部門の合理化をなして(1954年)現在では、非生産部門に合理化の波及及んでいゝ。この合理化の性格は、非生産部門の力を背景に一部労働者をまきこんだ生活性向上運動として出発し、この合理化体制のもとで、生産部門においては労働者の不満は増大し、資本は私的治安体制の強化と排外主義宣伝によつてのりかろうとしていゝ。そして、貿易自由化による国際競争の激化と、生産部門における労働者の増大は、非生産部門への利益の分配を制約し、かくて非生産部門の合理化が55年以降、おし進められることになった。この55年以降生産部門から漸次非生産部門へと波及した合理化攻撃は、少数の例外をのぞき、労働組合幹部を資本の側へと獲得させていた。すなわち、合理化の進行は、資本による労働者の支配の強化をもたらした。この結果労働組合幹部は、下部労働者と切斷され、階級と向きする(1)とを余儀なくされたのである。(1)の具体例は別紙である。

さて、一方政治体制においても、独占資本の専制体制は進行した。しかし、国際階級斗争における赤黒潮流の形成と、革命戦争の物的展開は、帝国主義の世界政策の展開を産み、排外主義に力する国民的統合を非常に困難にしている。しかも日本においては、国家支配の要である自衛隊が国民に対する思想的影響力を十分持ちえず、政治的弱さを形成している。こうしたなかで日本においては、大衆的政労斗争展開の可能性が本質に存在しており、しかもその予いばたえず是度化する傾向を言っている。この大衆斗争に対し、権力は治安体制の強化によつてのりかろうとしているのである。

だが、治安体制の強化は、それを上回る組



一つは組織を中心とした階級戦線に対し、我々は  
いかに対峙して行く必要があるだろうか。その際我々  
は、階級組合各層中央の再編に目をうつばれること  
なく、基本的には、各地区における統一戦線の形成と  
いふ観点を確立しておかねばならぬ。オーストリアに、組合  
階級中央の政治斗争からの退却と官僚的しめつけの強  
化は、官公庁を中心に展開されるであろうが、それは  
逆に、各行政区や地区々に存在している官公庁の支部  
が中心となる条件があれば政治斗争の単位となる可能  
性を増大したところである。オーストリア、オランダやドイツ  
では、もはや、組合階級の中核に個人個人の努力によ  
ってはいかんともしがたき時代に入ったことが明確に  
なっている。革命的左翼の政治レベルでの政  
策決定が日増しに高まっているところである。オーストリア、我  
々がこの方向力してきた、地区階級、地区反戦の路線一  
つは、唯一革命的変革としての階級を踏み越えること  
が明確になったことである。

さて、社会党が反成敗戦戦線に小みするところは、社会  
党からその魅力をはきとることにあり、より一々、組  
合幹部と改良政策として、青年活動家を先鋒として行  
くであろう。また、日共の大学斗争へのなかりオース  
トリアの革命性に対する疑問を大衆的に生みだしつつあ  
る。このように、全産業、地区反戦、反階級、統一戦線が  
拡大する条件は倍増している。このような新たに切り  
開かれた情勢のもとで、我々は、地区階級の階級と、青  
年の建設にとりかかろうとしているのである。

政治斗争が真のには全日斗争として発展しつつも、  
その組織単位が、中央、府県段階から各地区へと下入  
下へと拡大し、大衆的になりつつあることはすでにの  
べた。そして、各地区段階で諸党が、活動を開始し  
地区段階における政治向の施設が中心になりつつある  
ことでも示した。オーストリアの諸条件は、地区反戦が  
各支部が中心とした組合単位の加盟を軸にした組織へ  
と再編する条件が成熟していることをもあらわして  
いる。

我々は、地区階級の到達段階を「地区における反階級  
一戦線の拡大と地区における組織化された暴力部隊の形  
成」として鑑別した。では、未だ地区階級の形成

の濃厚なゆえに地区階級がそのような組織へと転換する  
力やほどに求めることが出来るであろうか。

それは、各地区における階級的階級団体の展開であ  
る。階級的階級団体の内容が、従来反階級といふ課  
目であるものの如く、受けとめられてくるが、我々は  
反階級を一つのモデルとして提起したにすぎず、どの  
ような改良的要求であろうとも、一定の条件が存在す  
れば、階級的階級団体の発展を促すこと出来ること  
を確信しておかねばならぬ。ところで、階級的階  
級団体を支えるものは、戦場の活動家集団である。一  
のこととは前提である。だが、今日、この戦場の活動家  
集団のみによっては、階級的階級団体を荷えたりして  
も無理である。我々が革命を指導する革命党である  
ら個別斗争の展開に制限するべくなく、その個別  
斗争斗争を扱束にどのようなる統一戦線を形成するかな  
目ざされねばならぬ。反合理化をはじめとする今  
日の資本の攻撃は、地域共斗体制にとり組みながら  
斗争の展開はありえぬといえる。だから、我々が各  
地区で、斗争扱束を意図的に設定し、その扱束におけ  
る斗争を全地区、全範囲の力量で闘うことにより、  
従来の斗争の質を一段と高い次元へと高めること  
に成功するならば、そこに、反階級、統一戦線形成の広  
大な条件を形成しうる。扱束斗争から武装部隊の建設  
も問題になりうるのである。地区階級は、このような  
扱束斗争を準備し、それを闘いぬく組織として、形成  
して行かねばならぬのである。

地区における扱束斗争と、階級的階級団体の展開の  
成功は、その地域の既成の政治地図を大きくめりかえ  
我々の立場を非常に強化するであろう。何故なら扱束  
斗争は、大



# 共産主義青年同盟規約

前文

わが同盟は、資本主義的生産並びに一切の階級対立と階級採取の廃止、世界共産主義主義・社会の実現を最終目的とする。

わが同盟はこの目的の実現のため、日本に於けるマルジョア支配の打倒、プロレタリア独裁の樹立を当面の任務とする。

わが同盟は斗争の中で、マルクスレーニン主義を指導の利器として自らを共産主義運動の英雄的、献身的、自己犠牲的な荷い手として鍛える。

わが同盟は、ロシア十月革命の鉄火のなかで誕生し、第一次世界革命戦線の中核として巨大な役割を果した国際共産主義青年同盟（キム）の革命的伝統を復活させる。

わが同盟は、共産主義者同盟の助手であり、準備隊である民主的中央集権制を組織原則とする自主的、大衆的かつ戦争的な青年組織である。

わが同盟は、この目的を實現するために、反帝統一戦線をソビエトに導くところの中核にならう活動をする。

## 第一章 同盟員

### (オ一條)

(1) 同盟の趣旨、理想を認め、同盟員を収め、同盟の一定の組織にはいって活動しようとする十五才から十八才までの青年男女は同盟員にならうことができる。  
(2) ただし、同盟機関が必要とする幹部は十八才をこえても同盟員とせざることを阻むない。

### (オ二条)

同盟への加盟は二名の同盟員の推せんにより、所属班が決定し、上級機関の承認を得て確認する。

### (オ三条)

同盟員の義務は次のとおりである。

- (1) 同盟の目的に合致した生活形式と活動
- (2) 同盟の決定の実現
- (3) 同盟員の獲得と機関紙読者の拡大
- (4) 理想の同盟への納入
- (5) 共産主義理論の学習と研究

### (オ四条)

同盟の秘密の保持

### (オ五条)

同盟の権利は次のとおりである。

- (1) 同盟各機関に対する所定の送達権及び被送達権。
- (2) 同盟の会議、刊行物の自由な討論
- (3) 同盟各級機関と組織及び個人に対する意見の提出

## 第二章

### (オ六条)

班は、同盟の基礎組織を成つて三名以上の同盟員で構成する。原則としては、工場、街頭、学校等に作り、過渡時には産業別地域別につくる。

### (オ七条)

大会は最高決定機関であり、年一回以上中央委員会又は以上の都道府県委員会の懸案にまつて召集される。

### (オ八条)

大会は、中央委員会及び代表員にまつて構成され、次のことを行う。

- (1) 中央委員会の報告の審議と賛否の決定
- (2) 結成趣旨と規約の決定及び改正
- (3) 中央委員の選出
- (4) その他中央委員会が請求する事項

### (オ九条)

中央委員会は大会の決定に基づき、大会から大会までの期間同盟の指導を行う。

### (オ十条)

中央委員会は、年一回以上常任中央委員会又は以上の中央委員の懸案にまつて召集され、次のことを行う。

- (1) 常任中央委員会報告の審議と賛否の決定
- (2) 委員及び常任中央委員の選出

(イ) 同盟組織の施設、改定の決定。

(ロ) その他規約が定めた特任委員を協議すること。

(ハ) ヤナシタ木

同盟の各地を組織は、中史を代表の決定に基き各  
地の實状に応じ指導技術を設置する。

各地方組織は、中史の決定に異議がある場合は同盟  
議決を求めることとなる。

ヤナシタ木 同盟規約の組織

(ヤナシタ木)

ヤナシタ木の同盟規約の義務を履行し同盟規約の権利を  
、或は、大家を要する行為をなすものは、同盟規約の  
なる組合を要する。

(ヤナシタ木)

正当な理由なく同盟規約の同盟規約を履行し同盟  
規約の納入を怠るものは、権利停止を宣告する。

(ヤナシタ木)

同盟規約の中史を代表の同盟規約の決定は、同盟規約  
の決定を以て、大家を承認し以て行はなければならない。

(ヤナシタ木)

各地方を以て同盟規約は、大家を代表の同盟規約  
に協議申請を履行し以て行はなければならない。

(ヤナシタ木)

同盟規約を以て同盟規約とする。

(ヤナシタ木)

同盟規約の決定は、同盟規約を以て、同盟規約を以て  
、同盟規約を以て、同盟規約を以て、同盟規約を以て、

同盟規約を以て、同盟規約を以て、同盟規約を以て、

ヤナシタ木

(ヤナシタ木)

同盟規約を以て、同盟規約を以て、同盟規約を以て、

(ヤナシタ木)

同盟規約を以て、同盟規約を以て、同盟規約を以て、

同盟規約を以て、同盟規約を以て、同盟規約を以て、

ヤナシタ木

(ヤナシタ木)

同盟規約を以て、同盟規約を以て、同盟規約を以て、

(ヤナシタ木)

この規約を以て、同盟規約を以て、同盟規約を以て、  
同盟規約を以て、同盟規約を以て、同盟規約を以て、  
同盟規約を以て、同盟規約を以て、同盟規約を以て、  
同盟規約を以て、同盟規約を以て、同盟規約を以て、

ヤナシタ木

ヤナシタ木 ヤナシタ木の同盟規約を以て、同盟規約を以て、  
同盟規約を以て、同盟規約を以て、同盟規約を以て、  
同盟規約を以て、同盟規約を以て、同盟規約を以て、